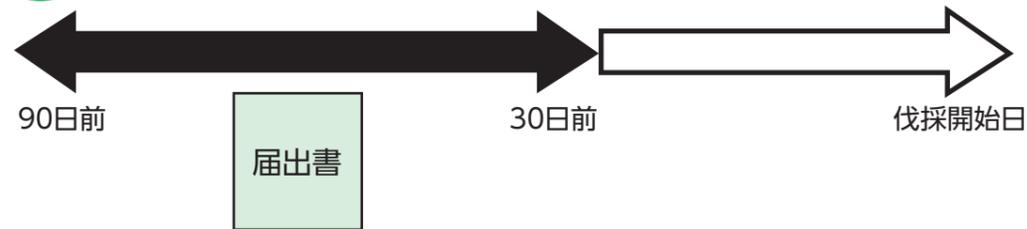


森林の立木を伐採するときには届出が必要です

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務づけられています!(個人で伐採される場合も必要です。)

届出を行う者 森林所有者や立木を買い付けた者などです。
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、連名で提出します。

伐採の時期 届出書の提出は、伐採を始める90日前から30日前までの間です。



届出書の提出先 伐採する森林がある市町村です。(山都町役場 農林振興課 林政係まで)
※届出書を提出しないと、100万円以下の罰金(森林法第207条)に処せられる場合がありますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。
※保安林や森林経営計画がたてられている森林において伐採をする場合は、別の手続きが必要となります。



<長寿祝い金対象者のおしらせ>

山都町では、長寿をお祝いするために、祝い金を贈呈します。対象者には通知を差し上げておりますが、下記の要件に合致されない方は、給付の対象となりません。

- 1 対象者** 本年度中に88歳になられる方
(満88歳：昭和2年4月2日から昭和3年4月1日生まれ)
本年度中に100歳になられる方
(満100歳：大正4年4月2日から大正5年4月1日生まれ)
- 2 支給要件** 平成27年9月1日現在において、本町の区域内に引き続き1年以上居住し、かつ、本町の住民基本台帳に登録されている方
(平成26年9月2日以降に転入された方は対象外)
- 3 支給額** 88歳 一人当たり 1万円
100歳 一人当たり 2万円

広げようジオパークの輪、わ、○!

世界ジオパーク認定1周年記念 『阿蘇ジオパークフェスタ』開催!

昨年9月23日に世界ジオパークネットワーク認定を受け、1周年を迎える阿蘇グローバルジオパーク。これを記念すると同時に地域の方々への感謝祭として、9月5日(土)～27日(日)をジオパークマンス(月間)と位置づけ、阿蘇火山が綴る壮大なストーリーとダイナミックな地球の活動を体感するさまざまな「ジオ!」なアクティビティを開催します。

山都町では、蘇陽峡でのカヌー体験(要予約・有料)や通潤橋史料館では「通潤用水・阿蘇ジオパーク石の文化パネル展」と題して、通潤用水路のしくみを紹介し、阿蘇の石の文化からジオに触れる機会を設けます。

また、最終日の9月27日(日)は、メインイベントとして、阿蘇市の阿蘇草原保全活動センターにて、阿蘇の草原に親しみながら、火山の恵み・食の饗宴!

阿蘇ジオパークブランド認定品やそよ風パークブルーベリージャム、また九州7地域のジオパークからおいしいジオの恵みが大集結! 指令書の謎を紐解くジュニアジオ探検、火山灰粘土を使用したクリエイティブなGeoすけっちプログラム、阿蘇のゆるキャラたちと一緒にジオパーク○×クイズなど、子どもたちが楽しめるプログラムが満載! そして、大人のあなたには、大人のジオ旅・九州ジオパーク探訪お楽しみ大抽選会を開催します。

阿蘇ジオパークをさらに知る、阿蘇ジオパークフェスタをぜひお楽しみください!



詳しくは、
阿蘇ジオパーク推進協議会
電話 (0967) 34-2089
までお願いします。

阿蘇市イメージキャラクター
「あか牛くん」

山都町イメージキャラクター
「ベリーちゃん」